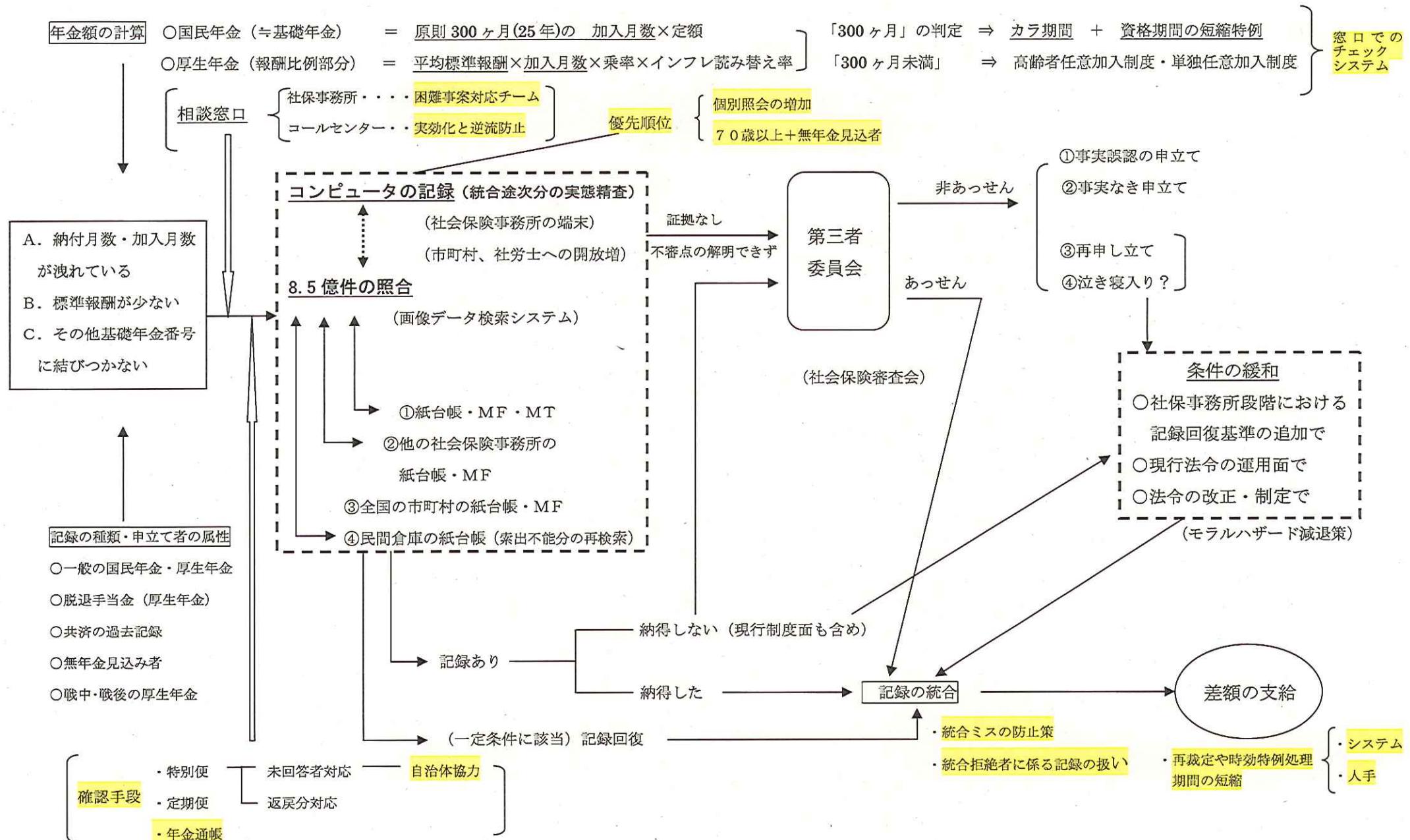


記録回復に必要な 実務手順

(イメージ図)



<参考1> 第三者委員会における「あっせん」と、「社会保険事務所段階における記録回復」の関連

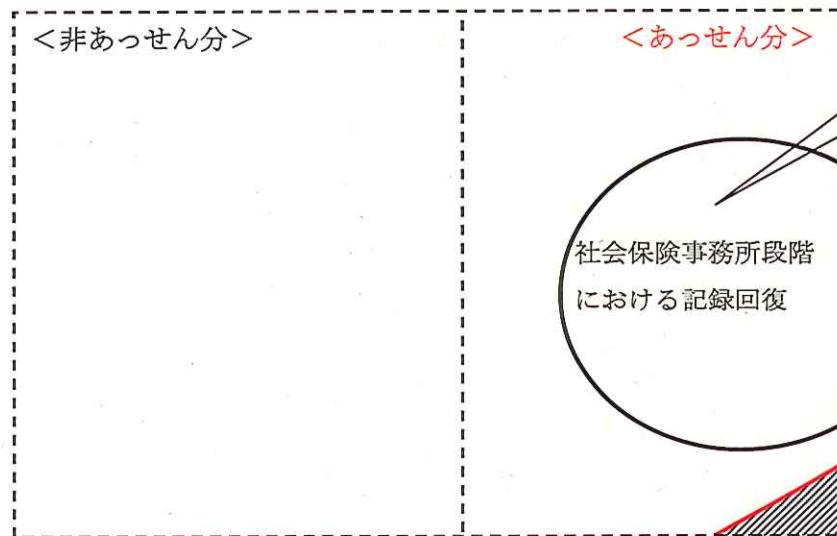
(「社会保険審査官・社会保険審査会による審査」については割愛。)

(概略の記述)

	第三者委員会における「あっせん」	「社会保険事務所段階における記録回復」
実態	①論理的・実務的に見て不自然な社会保険事務所の処理を訂正 ②物証なき申立てに対し、单一もしくは複数の傍証の組み合わせによる心証で判定 ③物証なき申立てであって、傍証もない場合は「非あっせん」	④申立てに対応する物証のある場合(個別に判定) ⑤第三者委員会あっせん事例のうち、類型化可能なパターン ⑥申立てに対応する証言・傍証のある場合(個別に判定) ⑦第三者委員会での「非あっせん分」についての記録回復は行わない
非あっせんや事務所段階での記録回復外の場合	第三者委員会への再申立て、あるいは提訴	第三者委員会への送付

(イメージ図)

<第三者委員会「あっせん」>



「あっせん」事例に準拠した基準

独自の基準

事実と異なる訂正の可能性

事実と異なる判定の可能性

<判定の材料の例>

A. 物証—本人保有記録

- ・給与明細書
- ・家計簿

B. 物証—社会保険庁保有記録

- ・滞納処分票
- ・市町村名簿

C. 証言・傍証

- ・事業主の証言
- ・家族の納付

<参考2> 任意加入制度 (厚生年金では、何れも社会保険庁長官の認可が必要。)

	～70歳未満	70歳以上～受給権取得時まで
国民年金	65歳～70歳までの、資格期間の未到達者につき、受給権取得時までの任意加入	なし
厚生年金	任意単独被保険者制度 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 70歳未満の者が対象 <input type="checkbox"/> 非適用事業所で事業主の同意が必ず必要 <input type="checkbox"/> 事業主の半額負担 	高齢任意加入被保険者制度 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 適用事業所なら、原則として被保険者の全額負担、事業主の半額負担の場合は事業主の同意が必要 <input type="checkbox"/> 非適用事業所なら、事業主の半額負担（事業主の同意が必要）